

## 新潟市電子契約実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が行う電子契約について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電磁的記録 電子署名法第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。
- (4) 電子契約書 契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。
- (5) 電子契約サービス 本市及び相手方の指示に基づき電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (6) アカウント 本市が電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 本市が電子契約サービスに接続するために必要となる8文字以上32文字以下の文字の組合せをいう。
- (8) アクセスコード 第三者による文書の閲覧を防止するための符号であって、契約相手方が、電子契約サービスに接続するために必要となる1文字以上64文字以下の文字の組合せをいう。
- (9) 契約事務担当者 職員のうち、契約相手方に電子契約を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続に関する事務を行う者をいう。

### (電子契約の利用範囲)

第3条 本市における契約（覚書、協定その他当事者双方の合意を文書化したものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によ

ることができる。

- (1) 法令等の定めにより、書面によるとされている契約
- (2) 契約相手方の希望により、書面により行う契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約  
(電子契約サービス運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財務部契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態を維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に運用すること。
- (3) 電子契約サービスの本市職員及び事業者への研修の実施に関すること。
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(承認者の設置)

第5条 各所属に本市が締結する電子契約に電子署名を付与する責任者（以下「承認者」という。）を置き、所属長の職にある者又はあらかじめ所属長が指名する者をもってこれを充てる。

2 承認者が不在のときは、新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）第7条の代決の規定を準用する。

(アカウント及びパスワードの取扱)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2 パスワードの管理、設定及び変更は、各所属で行い、パスワードを所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(契約相手方への意思確認)

第7条 契約事務担当者は、契約相手方に対し、電子契約サービスを利用した電子契約

の締結についての意向を確認しなければならない。

2 契約相手方が電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望する場合は、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる様式に必要事項を記載の上、本市へ電子メールにより提出しなければならない。

(1) 単独事業者による申請 電子契約利用同意書（単体用） （別記様式第1号の1）

(2) 共同企業体による申請 電子契約利用同意書（共同企業体用） （別記様式第1号の2）

3 前項各号に規定する電子契約利用同意書は、当初契約、変更契約の別にかかわらず、契約の都度提出するものとする。

（契約書等のアップロード）

第8条 契約事務担当者は、電子契約を締結する場合は、PDFデータ化した契約書及び関係書類一式（以下「契約書等」という。）を、電子契約サービスにアップロードするものとする。

2 契約事務担当者は、契約書に契約日のほか、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第31条第1項に規定する契約書に記載する事項を記載するものとする。

（契約書等の送信順及びアクセスコードの設定）

第9条 契約事務担当者は、電子契約サービスにおける契約書等の送信順を次の各号の順に設定するものとする。

(1) 契約相手方の契約事務担当者（契約相手方が設定した場合に限る。）

(2) 契約相手方の契約締結権限者

(3) 本市の承認者

2 他所属の契約執行を行う所属にあっては、前各号に掲げる者のほか、当該他所属を契約締結を通知する共有先として設定するものとする。

3 契約事務担当者は、送信順に設定した契約相手方の契約締結権限者及び契約事務担当者の全てにアクセスコードを設定し、電子契約サービスから電子契約書の確認依頼

メールが送信されるまでに、電子契約利用同意書に記載されたメールアドレスへの電子メール以外の通信手段により、契約相手方にこれを通知しなければならない。

(電子契約書の保存)

第10条 電子契約書は、電子契約サービス提供事業者が提供するクラウド上に保存するものとする。

(変更契約等)

第11条 締結した契約に変更又は解除の必要が生じた場合は、変更前の契約が書面による契約、電子契約の別にかかわらず、変更契約又は契約解除について電子契約によることができる。この場合において、変更又は解除前の契約が電子契約の場合にあっては、当該変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(電子契約に関する遡及付帯条項)

第12条 電子契約により契約を締結する場合であって、当該電子契約の電子署名が付された日より前に履行が開始される場合にあっては、電子契約に関する付帯条項（別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2）について、当該電子契約の契約相手方と電子契約を締結しなければならない。

(電子契約書に関する特則)

第13条 電子契約書において、当該契約書中「この契約を証するため、契約書を2通作成し甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。」（その他これに類する文言を含む。）とあるのは、「この契約を証するため、甲乙両者が電子署名を行い、各自当該電子契約書を保管するものとする。」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条の規定は、この要綱の施行の日以後に電子契約により契約を締結したものの適用し、同日前に電子契約により契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(宛先) 新潟市長

【契約(委任)先】

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者名

電話番号

## 電子契約利用同意書

契約名	
-----	--

上記契約について、新潟市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

併せて、建設工事請負契約にあつては、本同意書に基づき電磁的記録に法令で定める措置を講じた場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面を交付したとみなすことについて、同意します。

電子契約締結に利用するメールアドレス等は次のとおりです。

【確認者1】 ※必須

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

なお、上記【確認者1】に記載された者が、代表者又は入札参加資格者名簿において契約締結権限の委任を受けている者以外の者の場合、上記【確認者1】に記載された者をもって、本電子契約締結に関する権限を委任します。

【確認者2】 ※任意（確認者1と同一のメールアドレス等は設定不可）

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

※契約日時点の「契約(委任)先」情報を記載してください。契約書の受注者欄に記載します。

※「契約(委任)先」情報(担当者名及び電話番号を除く。)は、入札参加資格者名簿に登録されている情報を記載してください。

※確認者が3名以上必要な場合は、適宜表を追加してください。

※確認者2→確認者1の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者1が書類内容に同意し、その後本市が同意することで、契約の合意締結が完了します。

※確認者1(契約締結権限者)は、社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずし

も代表者である必要はありません。

※本書は必ず電子メールにより提出してください。（押印は不要です。）

(宛先) 新潟市長

**【契約(委任)先】**

共同企業体名称

<代表構成員> 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

( 担当者名 )  
( 電話番号 )

<構成員(1)> 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

### 電子契約利用同意書

契約名	
-----	--

上記契約について、新潟市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

併せて、建設工事請負契約にあつては、本同意書に基づき電磁的記録に法令で定める措置を講じた場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面を交付したとみなすことについて、同意します。

電子契約締結に利用するメールアドレス等は次のとおりです。

**代表構成員**

**【確認者1】 ※必須**

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

なお、上記【確認者1】に記載された者が、代表者又は入札参加資格者名簿において契約締結権限の委任を受けている者以外の者の場合、上記【確認者1】に記載された者をもって、本電子契約締結に関する権限を委任します。

**【確認者2】 ※任意 (確認者1と同一のメールアドレス等は設定不可)**

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

**構成員(1)****【確認者 1】** ※必須

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

なお、上記【確認者 1】に記載された者が、代表者又は入札参加資格者名簿において契約締結権限の委任を受けている者以外の者の場合、上記【確認者 1】に記載された者をもって、本電子契約締結に関する権限を委任します。

**【確認者 2】** ※任意（確認者 1 と同一のメールアドレス等は設定不可）

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

- ※契約日時点の「契約（委任）先」情報を記載してください。契約書の受注者欄に記載します。
- ※「契約（委任）先」情報（担当者及び電話番号を除く。）は、入札参加資格者名簿に登載されている情報を記載してください。
- ※確認者が 3 名以上必要な場合は、適宜表を追加してください。
- ※確認者 2 → 確認者 1 の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者 1 が書類内容に同意し、その後本市が同意することで、契約の合意締結が完了します。
- ※確認者 1（契約締結権限者）は、社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ※本書は必ず電子メールにより提出してください。（押印は不要です。）
- ※構成員の記入欄が不足する場合は、適宜表を追加してください。

(別記様式第2号の1) <あらかじめ付帯条項を設ける場合用>

## 電子契約に関する付帯条項

甲及び乙（発注者及び受注者）は、電子契約書に記載の契約日（以下単に「契約日」という。）以降に、この電子契約の電子署名が完了した場合にあっては、この契約の効力は、契約日から生じることを確認する。

備考1 この付帯条項は、電子契約の電子署名完了日（タイムスタンプの日付）より前に業務が既に履行開始されていることが明らかな場合に限り、契約書ほか電子契約サービスにアップロードするPDFデータ一式に追加すること。

例 付帯条項が必要なケース エレベーター保守点検業務委託契約

履行開始日 ○○年4月1日から○○+1年3月31日まで

電子署名完了想定日 ○○年4月3日

備考2 契約手続を失念していた等を理由にPDFデータに記載の契約日から相当の期間を経過した後に、電子契約手続を行った場合、その契約の効果を遡及させる目的として安易に使用することはできないことに留意しなければならない。

備考3 備考1から3までは、電子契約サービスにアップロードする際にあっては、これを削除すること。

(別記様式第2号の2) <別途付帯条項にかかる電子契約を行う場合用>

## 電子契約に関する付帯条項

○年○月○日付「○○契約書」(電子署名完了日 ○年○月○日)

(以下「原契約」という。)に係る契約について、甲及び乙(発注者及び受注者)は、原契約の効力について、○年△月△日から生じることを確認する。

備考1 この様式は、電子契約のPDFデータに記載されている契約日に遅れて電子署名が完了した場合であって、履行開始日が電子署名より前の場合に、その効果を遡及させるためのものである。

備考2 このため、契約手続を失念していた等を理由にPDFデータに記載の契約日から相当の期間を経過した後に、電子契約手続を行った場合、その契約の効果を遡及させる目的として安易に使用することはできないことに留意しなければならない。

備考3 原契約を特定するため、○年○月○日付「○○契約書」(電子署名完了日 ○年○月○日)は必ず記載すること。

備考4 ○年△月△日は、履行開始日を記載すること。

備考5 備考1から5までは、電子契約サービスにアップロードする際にあつては、これを削除すること。